

○「専修学校の振興に関する要望について」（令和5年11月24日 全国専修学校各種学校総連合会）

5. 公共職業能力開発施設における教育訓練の専修学校等との役割分担の明確化

各都道府県が実施している公共職業訓練について、平成10年「公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について」が労働省・文部省（当時）の課長名で発出され、調整が図られたが改善がなされず、その後平成26年に改めて厚労省能力開発課長通知が出されている。現在一部地域で改善が見られるものの、継続的な要望にも関わらず以前として専修学校等で実施する教育内容と同じ訓練が各地で実施されていることから、適正に運用されるよう厚生労働省は各都道府県に強く指導すること。

※同趣旨の決議を、毎年、与党議連から政府に対しいただいている状況

○「専門人材育成への専門学校の貢献」（令和6年4月11日 全国専修学校各種学校総連合会）

職業教育体系の確立に向けては厚生労働省の職業訓練との連携協力も重要（その上で、公共職業能力開発施設との関係については、民でできることは民に任せさせていただきたい。受け入れは高校卒業生ではなく求職者メインに。近年は外国人受け入れの規制緩和を求める声もあるが果たして適当か

【ご参考】留学生の受入れ状況（自動車整備に係る専門学校）

（全国）

定員	在学者数	留学生数	在学者数に占める留学生の割合
26,760人	18,093人	4,200人	23.2%

（宮城県内（県内は2校。人数は都道府県を通じ学校から聴取））

	定員	在学者数	留学生数	在学者数に占める留学生の割合
A校	395人	290人	208人	71.7%
B校	1,130人	833人	428人	51.3%

## 【ご参考】 専門学校（自動車整備）における留学生受入れ促進の取組み（於：各専門学校）

### ○留学生の受入れに特化した学科を設置している例

- ・国際整備科（兵庫県での例）

- 自動車整備士（2級）は2年課程の修了で国家試験の受験資格が得られるところ、

- 外国人留学生向けに3年かけて丁寧な教育指導

- 2024年度から入学定員を80名から110名に増員

- ・国際自動車整備学科（栃木県での例）

- 外国人留学生向けに3年かけて丁寧な教育指導。2024年に新設

### ○協賛企業の協力を得て、留学生に奨学金を給付している例

- ・東京都での例

- 出席率90%以上の場合に授業料を30万円減免、N1合格者に授業料を30万円減免、など

- ・全国に系列のある専門学校での例（5校のうち栃木県、京都府、愛媛県に留学生向け学科あり）

- 入学前にN2合格者に25万円を給付、など

※人手不足分野のうち、例えば、介護士については、都道府県等が留学生向けの奨学金を給付している例あり

## 【ご参考】 専門学校における留学生受入れ促進の取組み（於：文部科学省）

### ○外国人留学生キャリア形成促進プログラムの創設（法務省と連携。別添3）

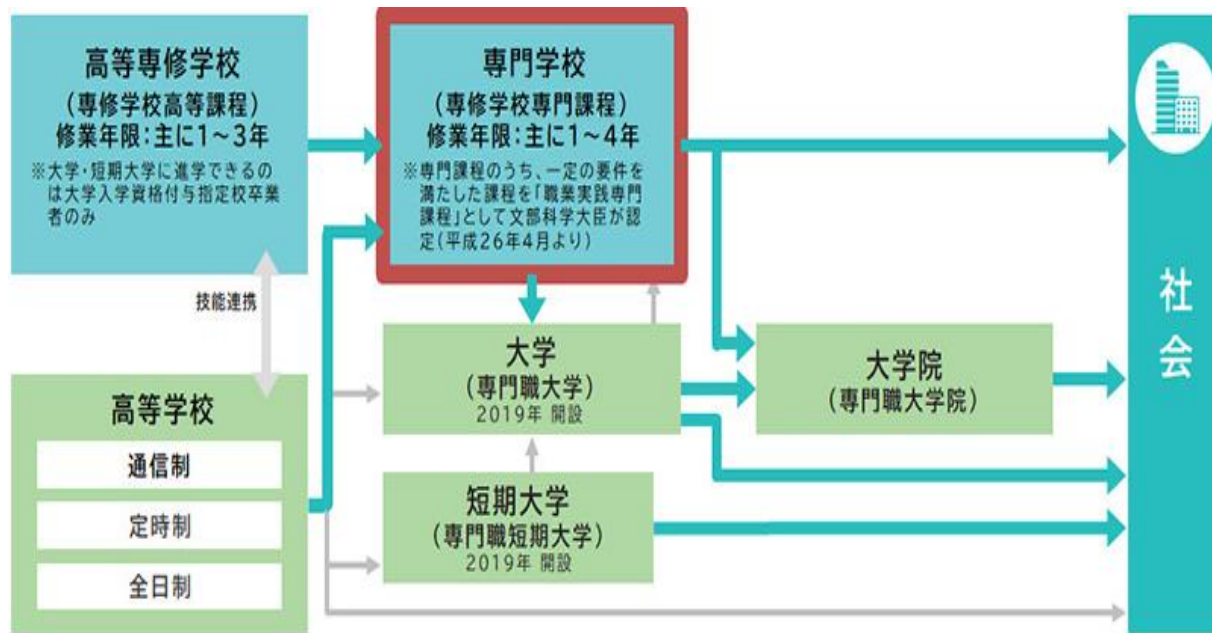
### ○専修学校の国際化推進事業（R6年度：2.5億円。戦略的な留学生受入れを行う専門学校のモデル構築）

# 専修学校の概要

## ◆ 専修学校の特徴

- ✓ 社会の変化に即応した**実践的な職業教育機関**。また、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、エッセンシャルワーカーを輩出。(30以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士、理学療法士、自動車整備士、理容師・美容師、調理師などの多くを輩出)
- ✓ 大学等に比べ、**卒業生の地域への就職率が高い**。

## ◆ 専修学校の制度的位置づけ



## ◆ 専修学校の現状

区分	学校数	生徒数
高等課程	386校	33,150人
専門課程	2,693校	555,342人
一般課程	140校	19,459人
総計	※ 3,020校	607,951人

出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）  
 ※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

## ◆ 他の高等教育機関との比較

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	21.9%	57.7%	3.4%

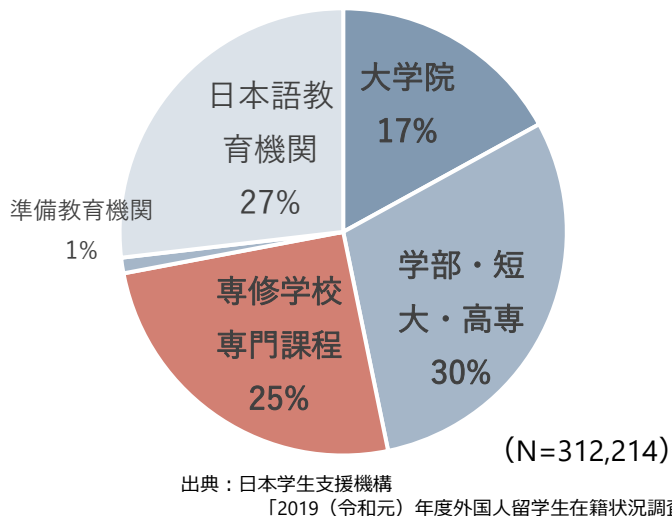
出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）  
 ※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。  
 ※進学率はそれぞれ高等教育機関への入学者に占める割合。

# 専門学校における留学生の概略

【別添 2】

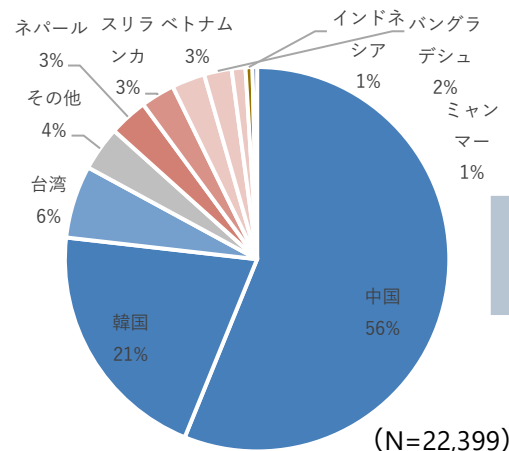
- 留学生30万人計画を達成した2019年度において、留学生総数の25%が専門学校に在籍
- 近年、ベトナムやネパールの留学生が増加傾向
- 日本で就職を希望する専門学校の留学生の割合は7割程度である一方、実際に日本で就職した学生は4割程度に留まっている状況

## ● 留学生総数に占める割合



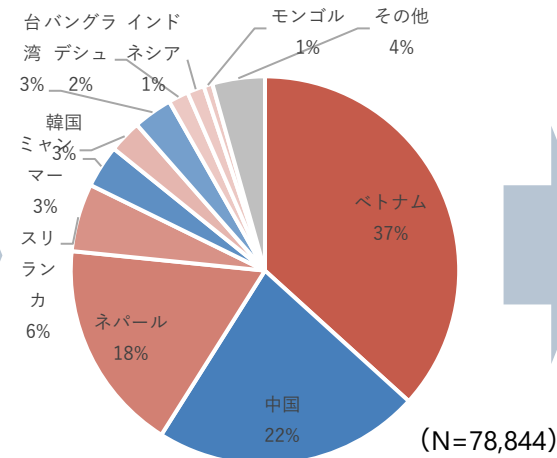
## ● 国別留学生割合

2007（平成19）年

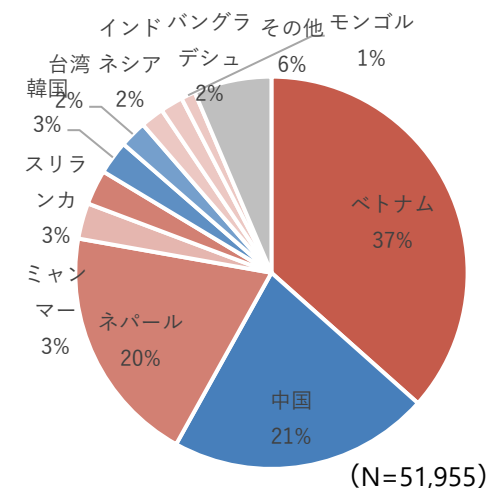


※留学生30万人計画を達成した年

2019（令和元）年



2022（令和4）年

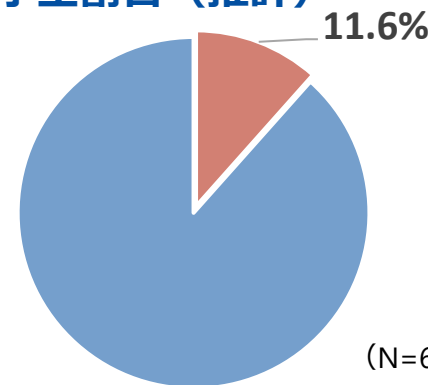


## ● 日本での就職を希望する者と、実際に日本で就職した者の割合等

日本での就職を希望する者の割合※1	→	実際に日本で就職した者の割合※2
69.9%	→	39.2%

出典：  
 ※1 日本学生支援機構「令和元年度私費留学生生活実態調査」  
 ※2 日本学生支援機構「令和元年度留学生進路状況・学位授与状況調査」

## ● 留学生割合（推計）



出典：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

出典：日本学生支援機構「2022（令和3）年度外国人留学生在籍状況調査」  
 文部科学省「令和3年度学校基本統計」

## ◆ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定制度）について

- 就労のための在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格決定の際、教育機関での専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断において、大学の卒業生については柔軟化が図られている一方で、**専門学校**の卒業生については「**相当程度**」の**関連性**が求められており、**大学の卒業生と比較して、許容される業種・業務が限定されている**。
- 今般の在留資格の運用等の見直し（※）により、**外国人留学生に対して質の高い教育を行っているものとして文部科学大臣が認定した専門学校**の卒業生については、**関連性について柔軟に判断**されることとなる。また、認定を受けた専門学校の卒業生のうち、高度専門士の称号を付与された者については、新たに「特定活動（告示第46号）」の対象となる。
  - ※ 「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（ガイドライン）の改定及び在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正（令和6年2月29日付け）
- **令和5年度の認定校数は、188校（475学科）**。

## ◆ 外国人留学生が日本で就職する場合の在留資格の切替え



### ☑ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件（文部科学大臣認定制度）

- ① 職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。  
（企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度）
- ② 経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の財務に関する機関要件と同一）。
- ③ 認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であること）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④ 外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施



○専修学校等の振興に関する決議（令和5年11月24日自由民主党専修学校振興議員連盟）

五、公共職業能力開発施設における教育訓練の実施に当たっては、専修学校等との緊密な連携のもと官民の役割分担について十分な徹底を図ること。

○地方における生活インフラ維持と人材確保・育成に資する規制改革案（令和6年4月19日自由民主党行政改革推進本部規制改革等に関するプロジェクトチーム）

#### 4 専門学校等における人材確保・育成について

##### （2）専門学校と職業能力開発施設のすみ分け

専門学校における国家資格等の取得は、政府が人材の有効活用のため推進するリ・スキリング、リカレント教育においても有効である。一方、地方の職業能力開発施設の訓練内容の中には、専門学校の学習内容と競合するものが多数あり、長年にわたってほとんど改善されていないのが現状である。

そこで、職業能力開発施設はたとえば社会人のリ・スキリングにより注力するなど、民間にはできない分野に人材や設備を有効活用し、地域の専門学校とのすみ分けをすべきである。